

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月10日
【発行者名】	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジョアン・フィッツジェラルド (Joanne Fitzgerald)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、 J . F . ケネディ通り 35 A 番 (35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 弁護士 十枝 美紀子 弁護士 嶋田 祐輝
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6775) 1000
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - スーパー・マネー・マーケット・ファンド (BlackRock Global Investment Series - Super Money Market Fund)
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の 金額】	クラスB受益証券について10億アメリカ合衆国ドル（約1,054億 円）、インスティテューショナルI受益証券について20億アメリカ 合衆国ドル（約2,107億円）を上限とする。 (注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜 上、2020年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相 場の仲値（1米ドル＝105.36円）による。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

英文目論見書の変更がありましたので、2020年7月31日に提出した有価証券届出書（2020年10月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の関係情報を訂正するため、また、訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

表紙

< 訂正前 >

	(前略)
代理人の住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
	(中略)
連絡場所	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
	(後略)

< 訂正後 >

	(前略)
代理人の住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業</u>
	(中略)
連絡場所	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業</u>
	(後略)

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

透明性

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、毎週一回以上、自社のウェブサイトにおいて、以下のすべての情報をポートフォリオの投資者の閲覧の用に供する。

- ・ ポートフォリオの組入証券の満期構成
- ・ ポートフォリオの信用プロファイル
- ・ ポートフォリオの加重平均満期および加重平均残存期間
- ・ ポートフォリオの保有上位10銘柄の詳細（名称、国、満期および資産の種類、ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引の場合は、その取引相手方）
- ・ ポートフォリオの資産総額
- ・ ポートフォリオの正味利回り

マーケティング目的で使用されるポートフォリオの書類には、以下のすべての事項を明記する。

- ・ ポートフォリオは、保証された投資ではないこと。
- ・ ポートフォリオへの投資は、預金への投資とは異なること。ポートフォリオに投資された元本は変動することがあるというリスクに特に言及する。
- ・ ポートフォリオは、ポートフォリオの流動性を確保する、またはポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格を安定させるために外部の支援に依拠しないこと。
- ・ 元本割れのリスクは、投資者が負うこと。

<訂正後>

（前略）

透明性

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、毎週一回以上、自社のウェブサイトにおいて、以下のすべての情報をポートフォリオの投資者の閲覧の用に供する。

- ・ ポートフォリオの組入証券の満期構成
- ・ ポートフォリオの信用プロファイル
- ・ ポートフォリオの加重平均満期および加重平均残存期間
- ・ ポートフォリオの保有上位10銘柄の詳細（名称、国、満期および資産の種類、ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引の場合は、その取引相手方）
- ・ ポートフォリオの資産総額
- ・ ポートフォリオの正味利回り

マーケティング目的で使用されるポートフォリオの書類には、以下のすべての事項を明記する。

- ・ ポートフォリオは、保証された投資ではないこと。
- ・ ポートフォリオへの投資は、預金への投資とは異なること。ポートフォリオに投資された元本は変動することがあるというリスクに特に言及する。
- ・ ポートフォリオは、ポートフォリオの流動性を確保する、またはポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格を安定させるために外部の支援に依拠しないこと。
- ・ 元本割れのリスクは、投資者が負うこと。

環境・社会・ガバナンス（ESG）統合

E S G投資は、しばしば「サステナブル投資」という用語と結び付けられ、または置換え可能な用語として用いられる。ブラックロック・グループは、サステナブル投資およびE S Gをそれぞれ、ブラックロック・グループのソリューションを特定し、報告するための全体的な枠組みおよびデータのツールキットとしている。ブラックロック・グループは、E S G統合を、リスク調整後のリターンを高めるために、重要なE S G情報および持続可能性リスクに関する考慮事項を投資判断に取り入れる実務として定義している。ブラックロック・グループは、すべての資産クラスおよびポートフォリオ運用のスタイルにおいて、重要なE S G情報が関連性を有することを認識している。投資顧問会社は、すべての投資プラットフォームにおける投資プロセスにおいて、サステナビリティに関する考慮事項を取り入れることができる。E S G情報および持続可能性リスクは、投資リサーチ、ポートフォリオ構築、ポートフォリオの見直しおよび投資スチュワードシップ・プロセスにおける検討対象に含まれる。

投資顧問会社は、調査プロセスにおいて、総合的な情報の一つとして持続可能性リスクを含むE S Gに関する考察およびデータを考慮に入れ、投資プロセスにおいてかかる情報の重要性を判断する。サブ・ファンドの投資決定の際に考慮すべき事項は、E S Gの考察のみではなく、投資判断においてどの程度E S Gに関する考察を考慮するかは、E S Gの特性またはポートフォリオの目的により決定される。投資顧問会社によるE S Gデータの評価は主観的なものとなる場合があり、新たに発生する持続可能性リスクや変動する市況に照らして、時を経て変化することがある。このアプローチは、投資目的および投資方針に従って、かつポートフォリオの投資者の最善の利益のためにポートフォリオを運用するという投資顧問会社の規制上の義務と整合するものである。各ポートフォリオについて、会社のリスクおよび定量分析グループは、投資顧問会社と協力してポートフォリオの見直しを行い、持続可能性リスクが伝統的な財務上のリスクと同様に定期的に考慮されること、関連する持続可能性リスクを考慮して投資判断が下されていること、およびポートフォリオが持続可能性リスクにさらされるような決定が慎重に下されること、ならびにポートフォリオの投資目的に従ってリスクが分散および軽減されていることを確保する。

ブラックロック・グループのE S G統合へのアプローチは、投資分析を進化させること、およびポートフォリオの投資に対して持続可能性リスクが与えるであろう影響を理解することを目標として、投資顧問会社が考慮する情報の総量を拡大するものである。投資顧問会社は、ポートフォリオの目的に適した投資決定を行うために、E S Gデータおよび考察を含め、様々な経済・金融指標を評価する。これには、関連する第三者の考察またはデータ、内部調査またはエンゲージメントに関する説明およびブラックロック・グループ投資スチュワードシップからの情報が含まれることがある。

持続可能性リスクは、調査、配分、選定、ポートフォリオ構築決定または運用におけるエンゲージメント等の投資プロセスの様々な段階で特定され、ポートフォリオのリスクおよびリターン目標に応じて考慮される。かかるリスクの評価は、その重要性（すなわち、投資リターンに影響を及ぼす可能性）に応じて、かつその他のリスク（流動性やバリュエーション等）の評価と併せて行われる。

ポートフォリオの文書に別段の記載がなく、またポートフォリオの投資目的および投資方針に別段の記載が含まれない限り、E S G統合により、ポートフォリオの投資目的が変更されることはなく、投資顧問会社が投資可能な分野が制限されることはなく、また、E S Gまたはインパクトに重点を置いた投資戦略または排除スクリーニングがポートフォリオによって採用されることは示唆されていない。インパクト投資とは、経済的なリターンに加えて、有益かつ測定可能な社会的および/または環境への影響を生み出すことを目指す投資をいう。同様に、ポートフォリオがどの程度持続可能性リスクの影響を受けるかは、E S G統合によっては決定されない。後記「3 投資リスク」の「持続可能性リスク」を参照のこと。

ブラックロック・グループは、法令により認められている場合には、商品ページにおいて公に入手可能な一連の統合ステートメントを通じて、またはその他既存および潜在的な投資者ならびに投資顧問会社によって入手可能な方法で、チームまたはプラットフォームレベルでの、およびそれぞれ独自の投資戦略のためのE S Gリスク統合の実務に関する詳細な情報を、開示する。

投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、ポートフォリオの該当する資産クラスのための資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資家の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資者であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト（www.blackrock.com/corporate/sustainabilityおよび<https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>）を参照されたい。

ブラックロック・グループは、現在、金融業セクターのサステナビリティ関連の開示に関する欧州議会および理事会のSFDR規則（EU）2019/2088に規定された期限までに、持続可能性についてのファンドへの不利な影響に関する透明性の要件を遵守する方針である。

3 投資リスク

（１）リスク要因

<訂正前>

（前略）

英国のEU離脱が与える影響

2016年6月23日に行われた国民投票において、英国の有権者は、欧州連合を離脱することを票決した。その結果、政治・経済が不安定となり、また、英国さらには欧州のより広い範囲の金融市場の変動性（ボラティリティ）が高まった。英国がEU離脱の条件をまとめるにつれ、かかる市場に対する消費者、企業および金融の信頼も弱まることとなりうる。影響の程度は、英国のEU離脱に関する最終的な合意後に、英国とEUとの間で結ばれる取決めの性質および英国がEUの法令に基づく法律の適用をどの程度継続するかにも左右される。英国とEUの間で合意される政治的、経済的および法的な枠組みを導入するプロセスが長引くほど、英国および欧州のより広い範囲の市場において、不確実性が続き、変動性（ボラティリティ）の悪化がもたらされる恐れがある。英国のEU離脱、離脱の先行きまたは離脱の条件は、英国（および場合によっては世界）の金融市場に著しく不確実な状態をもたらす可能性もあり、これにより、ファンドの運用成績、純資産価格、ファンドの収益および受益者に対するリターンに重大な悪影響が及ぶ恐れがある。欧州連合内で資本を調達することが一層困難になる可能性、および／または規制遵守の負担が増す可能性もあり、これによりファンドの将来の活動が制限され、その結果、リターンにもマイナスの影響が及ぶ恐れがある。

かかる不確実性に起因するボラティリティのために、ファンドおよび組入証券のリターンが、市場動向、スターリング・ポンドおよび／またはユーロの下落の可能性ならびに英国ソブリン債の信用格付の引下げによる悪影響を受けることがある。これにより、ファンドが慎重な為替ヘッジ方針を実行することがさらに困難になる、またはその費用がより高額となる恐れがある。

ユーロおよびユーロ圏のリスク

一部の国における国債の下落およびより安定した他の国々への波及のリスクは、世界的経済危機を悪化させた。他のユーロ圏諸国においても、借入コストが膨らみ、キプロス、ギリシャ、イタリア、アイルランド、スペインおよびポルトガルと同様の経済危機に直面するというリスクに関する懸念が

依然として残っている。かかる状況および英国の国民投票は、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な状況に関して数多くの不確定要素を生み、ユーロ圏の構成に変化をもたらす可能性がある。ユーロ圏において一もしくは複数の国がユーロから離脱することまたは離脱する可能性によって、一もしくは複数のユーロ圏諸国が自国の通貨を再導入するか、またはより極端な状況下では、ユーロが完全に消滅する可能性がある。かかる事態の展開またはかかる問題もしくは関連する問題に関する市場の認識によって、ファンドの組入証券の価値が悪影響を受けることがある。ユーロ圏危機の最終結果を予測することは困難である。受益者は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドの投資に及ぼす影響を慎重に考慮すべきである。

その他のリスク

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

英国のEU離脱が与える影響

2020年1月31日、英国はEUから正式に離脱し、EU加盟国ではなくなった。英国およびEUは、2020年12月31日までの移行期間（以下「移行期間」という。）に入った。移行期間中、英国は適用あるEUの法令の対象となる。

政治的、経済的および法的な枠組みに関する交渉およびその設定が、移行期間を過ぎて長引くことがあり、これにより、英国およびより広範囲の欧州市場において、移行期間中およびその後により、不確実な状態および変動性（ボラティリティ）の大きい期間が続く恐れがある。将来の関係性に関する条件によっては、世界の金融市場の不確実性が継続し、ポートフォリオの運用成績に悪影響が及ぶことがある。

かかる不確実性に起因するボラティリティのために、ポートフォリオの組入証券のリターンが、市場動向、スターリング・ボンドおよび/またはユーロの潜在的な価値の低下ならびに英国ソブリン債の信用格付の引下げによる悪影響を受けることがある。このことはまた、ポートフォリオによる慎重な為替ヘッジ方針の実行をより困難またはより高コストにすることがある。

ユーロおよびユーロ圏のリスク

一部の国における国債の下落およびより安定した他の国々への波及のリスクは、世界的経済危機を悪化させた。他のユーロ圏諸国においても、借入コストが膨らみ、キプロス、ギリシャ、イタリア、アイルランド、スペインおよびポルトガルと同様の経済危機に直面するというリスクに関する懸念が依然として残っている。かかる状況および英国の国民投票は、欧州経済通貨同盟の安定性および全体的な状況に関して数多くの不確定要素を生み、ユーロ圏の構成に変化をもたらす可能性がある。ユーロ圏において一もしくは複数の国がユーロから離脱することまたは離脱する可能性によって、一もしくは複数のユーロ圏諸国が自国の通貨を再導入するか、またはより極端な状況下では、ユーロが完全に消滅する可能性がある。かかる事態の展開またはかかる問題もしくは関連する問題に関する市場の認識によって、ファンドの組入証券の価値が悪影響を受けることがある。ユーロ圏危機の最終結果を予測することは困難である。受益者は、ユーロ圏および欧州連合の変化がファンドの投資に及ぼす影響を慎重に考慮すべきである。

持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、環境、社会またはガバナンスの問題に関係する投資リスク（ある投資対象につき予想されるリターンに対して、重大な損失が発生する可能性またはその不確実性）を指す包括的な用語である。

環境問題に関する持続可能性リスクは、気候リスク（物理的リスクおよび移行リスクの双方）を含むが、これらに限定されない。物理的リスクは、短期的または長期的な気候変動がもたらす物理的な影響に起因する。例えば、頻繁かつ厳しい気候関連事象により、製品およびサービスならびにサプライチェーンが影響を受けることがある。移行リスクは、政策、技術、市場または評判リスクのいずれであれ、気候変動を軽減することを目的とした低炭素経済への移行から生じる。社会問題に関連するリスクには、労働者の権利および地域社会との関係が含まれるが、これらに限定されない。ガバナンスに関するリスクには、取締役会の独立、所有と支配、および監査・税務管理に関するリスクが含

まれうるが、これらに限定されない。上記のリスクは、発行体の運営効率および回復力、ならびに発行体に対する一般の認識および評判に影響を与えることがある。これらは、発行体の収益性ひいては資本増加にも影響し、最終的にはポートフォリオの保有銘柄の価値にも影響を与えるものである。

上記は持続可能性リスクの要因の例示に過ぎず、投資対象のリスク・プロファイルは、持続可能性リスクの要因のみによって決まるものではない。持続可能性リスクの要因およびその他のリスクの関連性、深刻度、重要性および対象期間は、ポートフォリオによって大きく異なる。

持続可能性リスクは、異なる種類の既存のリスク（市場リスク、流動性リスク、集中リスク、信用リスク、資産と負債の不釣り合いによるリスクなどを含むが、これらに限定されない。）として表すことができる。例えば、ポートフォリオは、物理的な気候リスク（例えば、サプライチェーンの乱れによる生産能力の低下、需要ショックによる売上の減少、または運営コストもしくは資本コストの増加）または移行リスク（例えば、炭素を多く排出する製品もしくはサービスに対する需要の低下、または原料価格の変化による生産コストの増加）により潜在的に減収または費用の増加にさらされる可能性のある発行体の株式または債務証券に投資することがある。その結果、持続可能性リスクの要因により、投資対象が重大な影響を受け、ボラティリティが高まり、流動性に影響し、ひいてはポートフォリオの受益証券の価値が損なわれることがある。

これらのリスクによる影響は、特定のセクターまたは地理への集中が見られるポートフォリオの場合に、より大きくなることがある。例えば、悪天候に影響されやすい場所に地理的に集中しているポートフォリオの場合、ポートフォリオの組入証券の価額が、物理的な不利な気候事象の影響をより受けやすい。また、炭素を多く排出している、または低炭素の代替形態に移行する際のコストが高い産業または発行体に投資しているなど、特定のセクターに集中しているポートフォリオの場合、気候に係る移行リスクの影響をより受けやすい。

これらの要因のすべてまたはいくつかが組み合わさり、関連するポートフォリオの組入証券に想定外の影響をもたらすことがある。その場合、通常の市況下では、ポートフォリオの受益証券の価額が重大な影響を受けることがある。

持続可能性リスクの評価は、対象となる資産クラスおよびポートフォリオの目的に応じた固有のものである。異なる資産クラスについては、より精密な調査を行い、重要性を評価し、発行体および資産によって有効な区別を付けるため、異なるデータおよび手段が必要となる。重要性およびポートフォリオの目的に基づき優先順位を付けることで、リスクを考慮すると同時に管理することとなる。

持続可能性リスクの影響は、時間の経過と共に増大することが見込まれ、また、持続可能性に関する要因およびその影響についてのさらなるデータおよび情報が入手可能となり、持続可能な金融に関連する規制環境が整備されるにつれ、新たな持続可能性リスクが特定される可能性がある。これらの新たに発生するリスクは、ポートフォリオの受益証券の価値に更なる影響を及ぼすことがある。

その他のリスク

（後略）

第2 管理及び運営

5 受益者の権利等

（3）本邦における代理人

< 訂正前 >

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

上記代理人は、ファンドから日本国内において、以下の権限を委任されている。

- (a) ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限
- (b) 日本における受益証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する代理人は、以下のとおりである。

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

<訂正後>

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、ファンドから日本国内において、以下の権限を委任されている。

- (a) ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限
- (b) 日本における受益証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する代理人は、以下のとおりである。

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

別紙 A

< 訂正前 >

用語集

用 語	定 義
-----	-----

(中略)

S E C	アメリカ合衆国証券取引委員会
S M M F	スーパー・マネー・マーケット・ファンド

(後略)

< 訂正後 >

用語集

用 語	定 義
-----	-----

(中略)

S E C	アメリカ合衆国証券取引委員会
<u>S F D R 規則</u>	<u>サステナブルファイナンス情報開示に関する E U 規則2019 / 2088 (随時変更、改正又は追加済)</u>
S M M F	スーパー・マネー・マーケット・ファンド

(後略)